

=====
台風15号により被災されたお客さまに対する
電気料金の特別措置について
=====

この度の台風15号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、台風15号に伴う停電により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、電気料金等の特別措置を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

対象となる地域において被災されたお客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。

1. 対象となるお客さま

当社と電気のご契約いただいております、電気のご使用場所の住所が災害救助法適用地域^{※1}および隣接する地域^{※2}に該当するお客さま

※1：千葉県千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

※2：茨城県潮来市、稲敷市、神栖市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町、千葉県千葉市美浜区、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、白井市、夷隅郡御宿町

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1か月間延長

2019年8月分(9月9日以降に支払期日を迎えるものに限ります)、9月分、10月分および11月分の電気料金の支払期日を、それぞれ1か月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して、まったく電気を使用されなかった月の電気料金について、6か月間を上限に免除いたします。

■ 本件に関するお問い合わせ先

みんな電力株式会社

【個人のお客さま】TEL: 03-6277-5441 (平日 10:00~18:00)

【法人のお客さま】TEL: 03-6805-2228 (平日 10:00~18:00)